

セコム  マイホーム保険
家庭総合保険

■ 住まいの火災保険

大切なお住まいや家財に
充実補償と安心サービス






セコム マイホーム保険 は、

4つの大きな特長によって、
ぴったりの安心をお届けします。

特長 1

ご希望の補償範囲に合わせてプランを選択できます。

基本補償を    の3つのプランから選べるシンプルな設計です！

特長 2

特約を自由に選択することができます。

各種特約を組み合わせることにより、必要な補償に絞ったご契約の設計が可能です！

特長 3

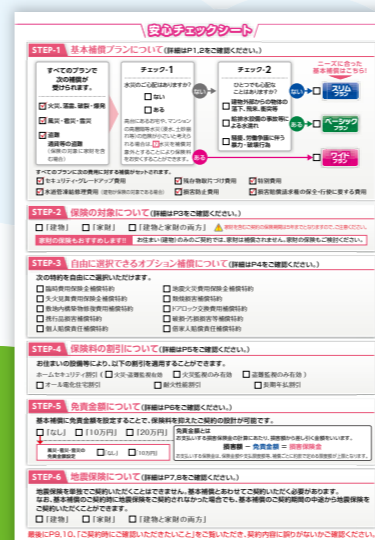
各種割引が充実しています。

「ホームセキュリティ割引」「オール電化住宅割引」「耐火性能割引」等
各種割引を適用することができます！

特長 4

基本補償に免責金額を設定することができます。

免責金額「なし」「10万円」「20万円」から選択できます。
免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です！



最後のページ(巻末)に
「安心チェックシート」があります。
無駄なく、確実に補償内容をお選びいただくためにも
是非ご活用ください。

巻末へ ▶

STEP-1 基本補償プランについて

ご希望の補償範囲に応じて3つのプランをご用意しました。
ニーズに合わせて **ワイドプラン** **ベーシックプラン** **スリムプラン** からお選びいただけます。

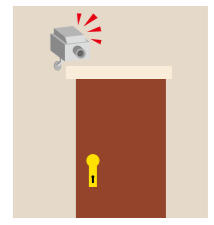
セコム安心マイホーム保険の3つの基本補償プラン			ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
●：補償します X：補償しません					
1	火災、落雷、破裂・爆発		●	●	●
2	風災・雹災・雪災		●	●	●
3	盗難 通貨等の盗難 (保険の対象に家財を含む場合)		●	●	●
4	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等		●	●	X
5	給排水設備の事故等による水濡れ *給排水設備自体に生じた損害については、お支払いの対象にはなりません。		●	●	X
6	騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為		●	●	X
7	水災 台風、暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等による損害		●	X	X

上記基本補償プランにおいては、免責金額の設定が可能です。詳しくはP6をご参照ください。

自動でセットされる費用補償について

セキュリティ・グレードアップ費用

左記①(落雷は除きます)または③の事故により保険の対象について損害保険金が支払われる場合、お客様が危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出された費用を1事故につき1敷地内ごとに最高20万円までお支払いします。



水道管凍結修理費用

建物が保険の対象である場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したときにお支払いします。

残存物取片づけ費用

左記①、②、④～⑦の事故が発生して損害保険金が支払われる場合に、清掃費用等、残存物を取片づけるのにかかった費用をお支払いします。

損害防止費用

左記①の事故の際、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。(例:消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用)

特別費用

左記①～⑦の事故により全損(全焼・全壊)となり契約が終了した場合に、お支払いします。

損害賠償請求権の保全・行使に要する費用

当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合に、お支払いします。

事故発生時の安心サービス

ガラスや鍵の修理手配を行います。

万が一、盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまっても安心です!修理に関しての業者手配を行い、セコム損保が保険金で直接業者にその費用をお支払いします。*



*費用のお支払いについては、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用のお支払いは、お客様のご負担となります。また、山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

STEP-2 保険の対象について

保険の対象をご確認ください。

保険の対象について

建物のみ



お住まいの建物が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

家財のみ



家具や家電製品などの家財(生活用動産)が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

建物と家財の両方



お住まいの建物と家財の両方の損害を補償します。

<お支払い例：火災が発生し建物と家財が焼失した場合>

建物と家財の両方を保険の対象とした場合



保険金をお支払いします。

建物のみを保険の対象とした場合



家財は補償されません。

家財の保険もおすすめします

家財は想像以上に大きな財産です!



4名の場合の一例
(40歳前後の世帯主、主婦+小人2名)
家財の再調達価額(新価)の目安は約**1,390万円**

詳細はP10の家財の再調達価額(新価)の目安をご参照ください。

ご注意 家財には新価基準ではなく時価基準での補償となるものや、明記を必要とするものがありますので、下表をよくご確認ください。なお、明記を必要とする家財は、地震保険の対象とはならないためご注意ください。

保険の対象	評価の基準	明記の要否	お支払いする保険金の額(保険金額が限度)	地震保険
①貴金属等 (貴金属・宝玉石および宝石ならびに 書画・骨董・彫刻物その他の美術品)	1個または1組の価額が 30万円以下 のもの	時価 不要	損害額-免責金額	対象
	1個または1組の価額が 30万円を超える もの	時価 必要	損害額-免責金額 うっかり、明記が漏れていた場合でも、 30万円を限度に補償します。*	対象外
②明記物件 (稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの)	時価	必要	損害額-免責金額 明記されていない場合は、 保険の対象に含まれません。	対象外
③上記以外の家財	新価	不要	損害額-免責金額	対象

*明記されていても、盗難による損害の場合は100万円を限度とします。

STEP-3 自由に選択できるオプション補償について

プラス
オプション

オプション補償もご用意しています。
ご契約の際には、ニーズに合わせてご選択いただけます。

オプション補償(特約)について

臨時費用保険金補償特約

事故には思わぬ出費がつきものです。
P1①、②、④～⑦の事故により損害保険
金が支払われる場合に、お支払いします。

[支払割合・限度額が選べます]

損害保険金×10%
限度額 100万円

損害保険金×30%
限度額 300万円

損害保険金×30%
限度額 100万円
(建物時価比例払特約を
セットした場合)



地震火災費用保険金補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波
を原因とする火災により、保険の
対象が一定の損害を被った場合
に、お支払いします。



失火見舞費用保険金補償特約

お住まいから発生したP1①(落雷
を除きます)の事故により、近隣な
ど第三者の所有物に損害が生じた
場合に、見舞金をお支払いします。
(ただし、煙損害・臭気付着損害を
除きます。)



類焼損害補償特約

お住まいから発生したP1①(落雷
を除きます)の事故により、ご近所
の住宅や家財等に与えた損害を
補償します。
(ただし、煙損害・臭気付着損害を
除きます。)



敷地内構築物修復費用補償特約

お住まいにP1①～⑦の事故が発生し、損害保険金が支払われる場合
に、敷地内にある庭木や灯籠等の
構築物が同時に損害を被ったときに
修理費用を補償します。



ドアロック交換費用補償特約

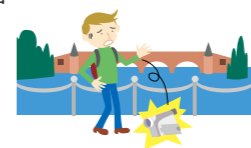
お住まいのドアの鍵が盗まれた
場合に、ドアの錠の交換に必要な
費用を補償します。



携行品損害補償特約

自宅外に持ち出し中の家財(携行
品)の偶然な事故による損害
を補償します。

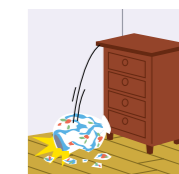
*家財を保険の対象と
する場合のみセット
できます。



免責金額 3万円

破損・汚損損害等補償特約

保険の対象である建物または家財
について生じた、不測かつ突発的
な事故による損害を補償します。



免責金額 3万円

個人賠償責任補償特約

日本国内で、ご本人またはご家族
が日常生活において他人にケガ
をさせたり、他人の物に損害を
与えて法律上の損害賠償責任を
負った場合に備えます。



借家人賠償責任補償特約

賃貸住宅にお住まいの方等が、
・P1①～⑥の事故を起こして借戸室が損壊し、家主
に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。
・P1①～⑥の事故により、借戸室を破
損または汚損した際に、家主との契約
により自己の費用で修理した場合に備
えます。



STEP-4 保険料の割引について

セコム安心マイホーム保険は保険料の割引も充実しています!!
お住まいの設備等により、以下の割引を適用することができます。

*下記割引を適用した場合、建物・家財の保険料が割引になります。

1 ホームセキュリティ割引

*ホームセキュリティを解約・解除された場合は、残りの保険期間に対し追加保険料をお支払いいただかないと保険金をお支払いできない場合がありますので、当社までご連絡ください。

火災・盗難監視有効



火災の危険、盗難の危険を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合

保険料が **約 13~31% OFF**

火災監視のみ有効

「火災の危険のみ」または「盗難の危険のみ」を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合は、上記「火災・盗難監視有効」の場合より低い割引率が適用されます。

盗難監視のみ有効

2 オール電化住宅割引

*石油ストーブやガスヒーター等を使用する場合は、本割引適用の対象とはなりません。

オール電化住宅なら



「オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理等のすべての設備を電気でまかなう住宅)」にお住まいの場合

保険料が **約 6~20% OFF**

3 耐火性能割引

火災に強いつくりなら



下記のいずれかに該当する耐火性能に優れた住宅にお住まいの場合
・建物の外壁すべてが、1時間または45分以上火災の熱に耐えられることを、設計/建設住宅性能評価書などで確認できる住宅。
・建物の外壁に当社所定(大建工業㈱の「ダイライト」等)の建材が使用されている住宅。

保険料が **約 1~7% OFF**

4 長期年払割引

*保険期間は5年のみとし、次年度以降の保険料を口座振替でお支払いいただく場合に限りです。

5年年払契約にすると



保険期間が5年で保険料の払込方法を年払にされた場合、保険料が割引になります。

保険料が **約 10% OFF**

⚠️ 上記①~④の割引率は、次の条件の場合の例を表示しています。
 建物の構造：H構造
 保険の対象：建物
 オプション補償(特約)：セットなし
 *基本補償プラン、免責金額設定、保険の対象の所在地により割引率は異なります。
 *建物構造、保険の対象、オプション補償(特約)のセット状況等の契約内容により、表示範囲外の割引率となる場合があります。

STEP-5 免責金額について

基本補償に免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です。

ただし、保険金のお支払いの際、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となりますので、ご注意ください。

1 基本補償の免責金額について

*建物と家財それぞれ個別に適用されます。

免責金額「なし」

基本補償について、全ての事故による損害に対して、免責金額の設定がありません。

風災・雹災・雪災免責金額設定について

風災・雹災・雪災による損害については、10万円の免責金額を設定することができます。

高い

↑

免責金額「10万円」

基本補償について、全ての事故による損害に対して、10万円の免責金額が適用されます。

保険料

↓

免責金額「20万円」

基本補償について、全ての事故による損害に対して、20万円の免責金額が適用されます。

安い

↓

お支払い例 ⚠️ 保険金をお支払いする事故が発生した場合でも、損害額が免責金額以下であったときには、損害保険金をお支払いできません。ただし、この場合であっても、損害防止費用についてはお支払いの対象となります。

事故の内容	基本補償免責金額	基本補償の損害保険金
落雷による過電流によりテレビが破損し25万円の損害を被った場合	10万円	◇15万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [25万円(損害額) - 10万円(免責金額) = 15万円(お支払いする損害保険金)]
風災により窓ガラスが破損し7万円の損害を被った場合	10万円	◇0円(免責金額「10万円」が適用されるため)

2 オプション補償の免責金額について

*破損・汚損損害等補償特約については、建物と家財それぞれ個別に適用されます。

《破損・汚損損害等補償特約》
基本補償の免責金額に関係なく、3万円の免責金額が適用されます。

《携行品損害補償特約》
基本補償の免責金額に関係なく、3万円の免責金額が適用されます。

その他注意事項

《セキュリティ・グレードアップ費用》
基本補償の損害保険金が支払われることを条件としてお支払いする費用保険金となっています。したがって、損害が生じた場合でも、免責金額の設定によっては、セキュリティ・グレードアップ費用のお支払い対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

お支払い例

事故の内容	基本補償免責金額	基本補償の損害保険金
盗難により窓ガラスが破損し5万円の損害を被った場合	10万円	◇基本補償の損害保険金 0円(免責金額「10万円」が適用されるため) ◇セキュリティ・グレードアップ費用 0円(基本補償の損害保険金のお支払いがないため)
盗難により玄関のドアが破損し12万円の損害を被った場合	10万円	◇基本補償の損害保険金 2万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [12万円(損害額) - 10万円(免責金額) = 2万円(お支払いする損害保険金)] ◇セキュリティ・グレードアップ費用 最高20万円までお支払い

STEP-6 地震保険について

地震の多い日本だからこそ備えは万全に。
地震保険をおすすめします。



地震保険の必要性について

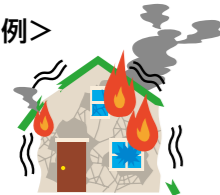
地震による火災は、火災保険では、補償されません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	×*	○
上記以外	○	×

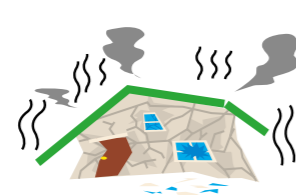
※地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

<お支払い例>



地震により火災が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された

地震保険に加入するには?

火災保険+地震保険

地震保険は、単独では契約できません。
火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険 + 地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の途中で地震保険を契約することができます。

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。

地震保険の対象

居住用の建物および家財です。

ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等(貴金属・宝玉および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品)、明記物件(稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの)には、地震保険をつけられません。

保険金額 火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内
保険金額の限度額 建物:5,000万円・家財:1,000万円

*分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。
*専用店舗・事務所などの建物および建物に収容される動産は対象となりません。

お支払いする保険金 損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度*	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の100%(時価額が限度)
半損	建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※「全損」「半損」「一部損」の認定については、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います。

(注)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されます。(2014年7月現在)

地震保険割引制度

割引制度もご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。

割引を適用するためには割引の種類によって、下記に記載されている確認資料のコピーをご提出いただけます。

注:下記 1~4 の割引を重複して適用することはできません。

1 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に適用します。

割引率 **10%**

確認資料

- ①「建物登記簿謄本」「建物登記簿権利証」「建築確認書」「検査済証」等、記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できる公的機関等*1が発行*2する書類
*1 公的機関等とは国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
*2 「建築確認申請書」等の公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
- ②宅地建物取引業者が建物の売買、交換または貸借の相手方等に対して交付する「重要事項説明書」等

2 耐震等級割引

建物の耐震等級*に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

耐震等級	3	2	1
割引率	50%	30%	10%

*法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書等に記載されているもの。

確認資料

- ①品確法に基づく「住宅性能評価書」、評価指針に基づく「耐震性能評価書」または登録住宅性能評価機関が対象建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるために所轄税務署への提出が必要な「住宅性能証明書」
- ③長期優良住宅の認定を受けるにあたり、登録住宅性能評価機関により作成された「技術的審査適合証」
- ④長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(「認定通知書」「住宅用家屋証明書」「認定長期優良住宅建築証明書」等)および所管行政庁に対し長期優良住宅の認定を受けるために届け出た書類(「設計内容証明書」等)
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書(フラット35Sの適合証明書)」または登録住宅性能評価機関により作成された「現金取得者向け新築対象住宅証明書」

3 耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物およびその収容家財について適用します。

割引率 **10%**

確認資料

- ①「耐震基準適合証明書」「住宅耐震改修証明書」等の耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書
- ②建物の所在地、耐震診断年月日*1および平成18年国土交通省告示第185号に適合している旨の文言が記載された書類*2
*1 耐震診断年月日とは、耐震診断のために建物を調査した日、耐震診断を完了した日等をいいます。
*2 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類に限ります。

4 免震建築物割引

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である建物およびその収容家財について適用します。

割引率 **50%**

確認資料

- ①品確法に基づく「住宅性能評価書」または登録住宅性能評価機関が対象建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるために所轄税務署への提出が必要な「住宅性能証明書」
- ③長期優良住宅の認定を受けるにあたり、登録住宅性能評価機関により作成された「技術的審査適合証」
- ④長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(「認定通知書」「住宅用家屋証明書」「認定長期優良住宅建築証明書」等)および所管行政庁に対し長期優良住宅の認定を受けるために届け出た書類(「設計内容証明書」等)
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書(フラット35Sの適合証明書)」または登録住宅性能評価機関により作成された「現金取得者向け新築対象住宅証明書」

■既にご加入の火災保険等において上記 1~4 割引を適用している場合は、下記の書類を確認資料とすることができます。

確認資料

対象建物について、建築年割引(その新築年月が昭和56年6月1日以降であること)、耐震等級割引(およびその耐震等級)、耐震診断割引、免震建築物割引が適用されていることが確認できる「保険証券」「保険契約証」「保険契約継続証」「異動承認書」または「これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データ」*

*証券番号(契約を特定するための番号)、保険契約者、保険期間の始期・終期、建物の所在地・構造、保険金額および発行する保険会社の記載のあるものをいいます。

ご契約時にご確認いただきたいこと

1 被保険者(補償を受けられる方)について

保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる方をいいます。
基本補償の被保険者について、保険の対象の所有者が共有名義の場合には、全ての所有者をご指定ください。
なお、個人賠償責任補償特約・携行品損害補償特約等をセットされる場合は、別途被保険者本人の指定が必要となります。

2 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地について

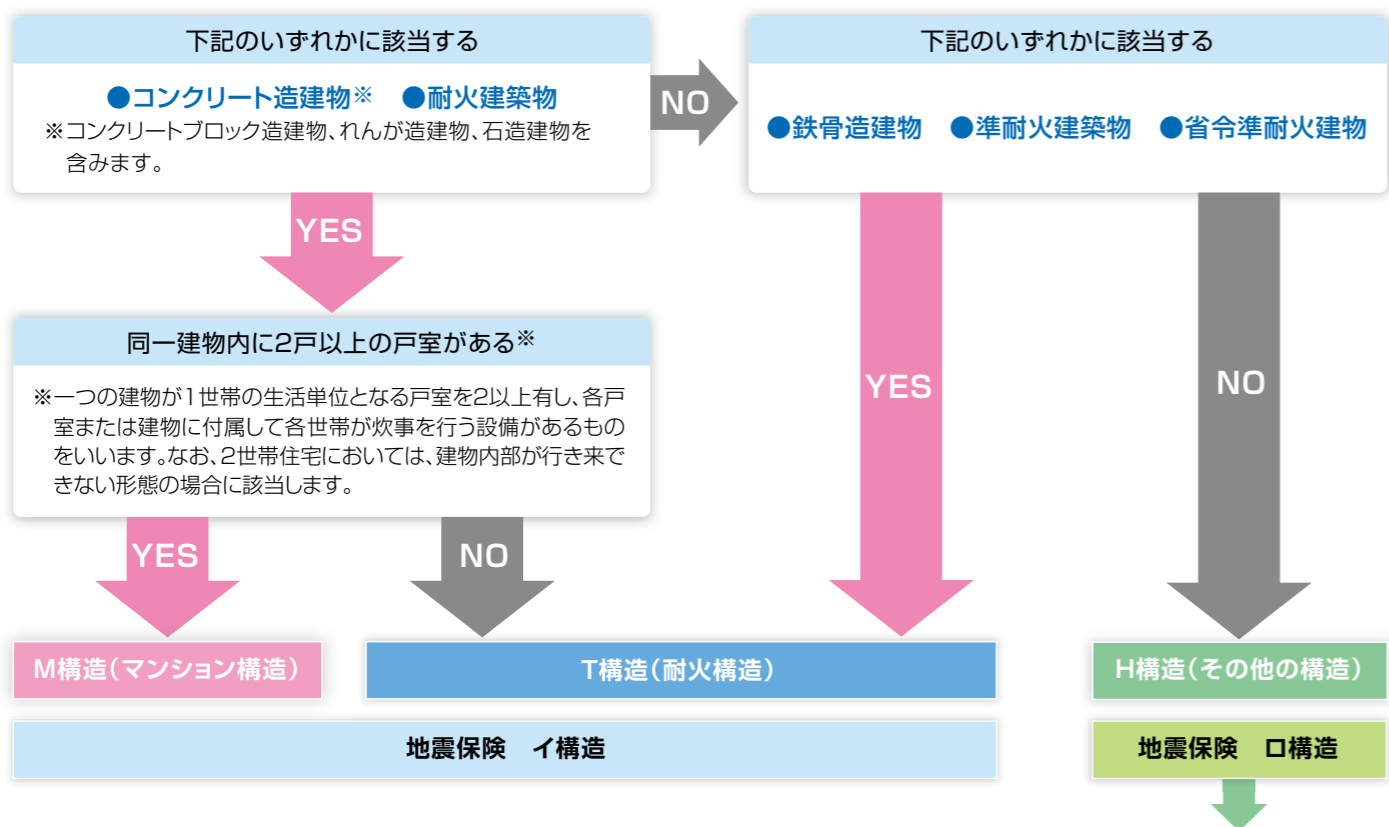
保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地を確認してください。
ご契約者のご住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載が必要となります。

3 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の用途について

セコム安心マイホーム保険は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が専用住宅(注)である場合にご契約いただけます。
(注)住居のみに使用される建物をいいます。

4 構造級別について

下記フローチャートによりご確認ください。
(注)簡易判定チャートのため、このチャートに当てはまらない建物もあります。



以下のいずれかの建物の継続契約の場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。
●外壁が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント版を含む)造」「コンクリートブロック造」「れんが造」または「石造」である建物 ●土蔵造建物

(注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」に該当する場合、柱のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性がありますので、柱が木造の場合の構造級別の判定にあたってはご注意ください。

(注2)複数の異なる種類の柱で建築されている建物の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

5 保険金額について

1. 建物の保険金額：「再調達価額(新価)」を基準に設定します。ただし、建物時価比例払特約をセットすることにより、「時価額」を基準に設定することもできます。
2. 家財の保険金額(下記3を除く)：「再調達価額(新価)」を基準に設定します。
3. P3の貴金属等・明記物件の保険金額：上記2.の家財の保険金額とは別に、「時価額」を基準に設定します。

6 評価額の算出方法について

建 物 再調達価額(新価)の算出方法

保険の対象である建物の建築年および建築当時の建築価額がわかる場合(年次別指数法)

建築価額を基準に算出します。

<計算イメージ>

$$\text{再調達価額(新価)}^{*1} = \text{建築当時の建築価額}^{*2} \times \text{建築費倍率} \times (100\% - \text{基礎率})^{*3} \times \text{調整率}^{*4}$$

保険の対象である建物の建築年および建築当時の建築価額がわからない場合(新築費単価法)

1平方メートル(m²)あたりの新築費単価を基準に算出します。

<計算イメージ>

$$\text{再調達価額(新価)}^{*1} = (\text{「新築費単価表」の該当単価} \times \text{建物の延べ床面積}^{*5} + \text{建物の付属設備の価額}^{*6}) \times (100\% - \text{基礎率})^{*3} \times \text{調整率}^{*4}$$

- ※1 再調達価額(新価)は、原則として10万円単位とします。(1万円単位四捨五入)
- ※2 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合は、その価額を差し引いた額とします。
- ※3 建物の基礎を補償の対象に含めない場合は、所定の基礎率を除いて算出します。
- ※4 実態の建物状況に応じ、原則として±30%以内の調整を行うことができます。
- ※5 保険の対象が区分所有建物(全構造)の専有部分(共用部分の持分を含める場合を含みます。)の場合は、建物の占有面積となります。
- ※6 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合または保険の対象が区分所有建物(M構造)の専有部分(共用部分の持分を含める場合を含みます。)の場合は、加算しません。

【ご注意事項】5年を超える保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。

家 財 世帯主の年齢とご家族構成による、標準的な家財の再調達価額(新価)の目安

(単位:万円)

家族構成	2名		3名		4名		5名			独身世帯
	夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	
世帯主の年齢	—	小人1名	—	小人2名	小人1名	—	小人3名	小人2名	小人1名	—
	—	—	大人1名	—	大人1名	大人2名	—	大人1名	大人2名	大人3名
25歳前後(含未満)	520	600	650	680	730	780	760	810	860	910
30歳前後	710	790	840	870	920	970	950	1,000	1,050	1,100
35歳前後	1,010	1,090	1,140	1,170	1,220	1,270	1,250	1,300	1,350	1,400
40歳前後	1,230	1,310	1,360	1,390	1,440	1,490	1,470	1,520	1,570	1,620
45歳前後	1,400	1,480	1,530	1,560	1,610	1,660	1,640	1,690	1,740	1,790
50歳前後(含以上)	1,480	1,560	1,610	1,640	1,690	1,740	1,720	1,770	1,820	1,870

*上表にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上):130万円、小人(18歳未満):80万円を加算した額が目安となります。
*貴金属等(1個・1組の価額が30万円を超えるもの)および明記物件(P3参照)については、上表の金額に含まれておりません。

7 補償の重複について

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険契約等で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご希望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約等されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

★ 特にご注意いただきたい特約(主な例)

- 類焼損害補償特約
同一の物件に対して複数の保険契約に加入される場合(保険の対象が建物・家財別の場合を含みます。)に、類焼損害補償特約を2つ以上の保険契約にセットされても、受け取ることができる保険金の限度額は増額されず、1億円が限度となります。
- 個人賠償責任補償特約
他の保険契約等(他の傷害保険、火災保険、自動車保険等)において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償特約をセットされても、補償の限度額は増額されません。

お支払いする保険金について

※ここに記載の「評価額」および「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等および明記物件(P3参照) ならびに建物時価比例払特約をセットした場合は、時価額)

お支払いする場合		お支払いする保険金			
<input type="checkbox"/> ① 火災・落雷・破裂・爆発 <input type="checkbox"/> ② 風災・雹災・雪災 <input type="checkbox"/> ③ 盗難 通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合) <input type="checkbox"/> ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 <input type="checkbox"/> ⑤ 給排水設備の事故等による水濡れ <input type="checkbox"/> ⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為 <input type="checkbox"/> ⑦ 水災 (1) 保険の対象である建物・家財がそれぞれの評価額の30%以上の損害を受けた場合 (2) 床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)により保険の対象である建物・家財が損害を受けた場合	○: 補償します ×: 補償しません	補償の有無 ワイド ベージック スリム			
	<input type="checkbox"/> 火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用) ①(落雷除く)、③の事故により保険の対象である建物または家財に対して損害保険金が支払われる場合	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 残存物取片づけ費用保険金 ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 特別費用保険金 ①～⑦の事故により保険の対象が全損(全焼・全壊)となり、契約が終了した場合	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 水道管凍結修理費用保険金 建物が保険の対象である場合に、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したとき	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 損害防止費用 ①の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求権の保全・行使に要する費用 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 臨時費用保険金補償特約(10%・100万円限度) ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 臨時費用保険金補償特約(30%・300万円限度) ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 臨時費用保険金補償特約(30%・100万円限度) ※建物時価比例払特約をセットした場合 ①、②、④～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 地震火災費用保険金補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1) 保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2) 保険の対象である家財が全焼になったとき	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 失火見舞費用保険金補償特約 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した①(落雷除く)の事故により、他人の所有物に損害が生じた場合	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 類焼損害補償特約 保険の対象である建物もしくは収容家財または保険の対象である家財もしくは収容建物から発生した①(落雷除く)の事故により、類焼補償対象物が損害を受けた場合	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/> ドアロック交換費用補償特約 日本国内において保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたことにより、錠の交換が必要となった場合	○	○	○	○	

基本補償(主契約)

オプション補償(特約(自由選択))

お支払いする場合		お支払いする保険金			
<input type="checkbox"/> 敷地内構築物修復費用補償特約 保険の対象である建物と同敷地内にある構築物が建物と同一の①～⑦の事故※により損害を受け、建物に対し損害保険金が支払われた場合 ※破損・汚損損害等補償特約をセットした場合には、①～⑦以外の不測かつ突発的な事故も対象となります。 <input type="checkbox"/> 携行品損害補償特約 携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。 <input type="checkbox"/> 破損・汚損損害等補償特約 保険の対象である建物または家財が①～⑦以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合 <input type="checkbox"/> 個人賠償責任補償特約 被保険者本人、その配偶者およびこれらと同一世帯の親族が次の事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・本人の居住の用に供される保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故 <input type="checkbox"/> 借家人賠償責任補償特約 (1) ①～⑥の事故により被保険者の借用する建物が損壊し、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (2) 賃貸住宅で①～⑥の事故により、建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合 <input type="checkbox"/> 建物時価比例払特約 本特約をセットした場合、基本補償(主契約)のお支払いする場合は次のとおり変更となります。	○: 補償します ×: 補償しません	補償の有無 ワイド ベージック スリム			
	<input type="checkbox"/> ① 火災・落雷・破裂・爆発	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ② 風災・雹災・雪災 (1敷地につき20万円以上の損害が生じた場合)	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ③ 盗難・通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ⑤ 給排水設備の事故等による水濡れ	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> ⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> ⑦ 水災 (1) 保険の対象である建物が評価額の30%以上の損害を受けた場合 (2) (1)以外で、床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水、以下同じ)により保険の対象である建物が評価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合 (3) (1)(2)以外で床上浸水により保険の対象である建物が損害を受けた場合	○	○	○	○	
また、次の項目についても変更となります。 ・⑦の事故については残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金補償特約の保険金が支払われません。 ・火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)をお支払いする場合における「損害保険金が支払われる場合」は「3万円以上の損害が生じた場合」に変更となります。 ・特別費用保険金は支払われません。 ・損害防止費用としてお支払いする保険金は「実費」から「実費× $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}} \times 80\%$ 」に変更となります。					
<input type="checkbox"/> 復旧費用の実費(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度)					
保険金額の範囲内で、損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有効な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用を含み、かつ、携行品の種類により、1事故につき、次の額が限度)から3万円を差し引いた額。 ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗船券・宿泊券、通貨等…5万円 (保険期間を通して保険金額が限度)					
建物をご契約の場合 損害額-3万円(保険金額が限度) 家財をご契約の場合 損害額※-3万円(1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度) ※30万円を超える貴金属等を申込み時に明記しなかった場合は、30万円が限度					
賠償金額 ただし保険証券記載の支払限度額が限度 訴訟費用、弁護士費用、示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。					
(1) 賠償金額 ただし保険証券記載の支払限度額が限度 訴訟費用、弁護士費用、示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。 (2) 実費(300万円が限度)					
<input type="checkbox"/> ①～⑥の事故の場合 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}} \times 80\%$ (保険金額または損害額のいずれか低い額が限度) ⑦の事故の場合 (1) 保険金額 × $1 \times \frac{\text{損害額}}{\text{評価額}} \times 70\%$ (2) 保険金額 × 10% (1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)※2 (3) 保険金額 × 5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)※2 ※1 保険金額が評価額を超えるときは評価額となります。 ※2 (2)および(3)の合計額は、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度					

オプション補償(特約(自由選択))

補償内容/特約

割引/免責金額について

地震保険について

ご契約時の確認事項

お支払いする保険金について

保険金をお支払いできない主な場合

<火災保険(基本補償(主契約)・オプション補償(特約)共通)>

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波(地震保険または地震火災費用保険金補償特約をご契約された場合は除きます。)
- 保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 核燃料物質等による事故
- 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難(携行品損害補償特約をセットされた場合における携行品に生じた損害を除きます。)

<地震保険>

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震などの際における紛失または盗難
- 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

下記特約については、特にご注意ください。

<破損・汚損損害等補償特約>

- 置き忘れまたは紛失
 - 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - 保険の対象の欠陥によって生じた損害
 - 電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害
 - すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)
 - 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
 - 土地の沈下、隆起等によって生じた損害
 - 公権力の行使によって生じた損害
 - 加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - 詐欺または横領によって生じた損害
 - 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 など
- ※家財が保険の対象である場合、不測かつ突発的な事故により次のものに生じた損害についても保険金をお支払いできません。
- ・義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡その他これらに類するもの
 - ・携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 - ・携帯型電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等)およびこれらの付属品
 - ・自転車および原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)ならびにこれらの付属品
 - ・動物および植物 など

<焼損損害補償特約>

焼損補償対象物の所有者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反 など

ご契約の際にご注意いただきたいこと

長期のご契約について

- 保険期間が5年を超える長期のご契約の場合で、建築費または物価の変動等に伴い建物の価額が上昇または下落し、建物の保険金額を調整する必要が生じたときには、当社よりご案内します。その際、調整により建物の保険金額が増額となる場合で、ご請求した保険料をお支払いいただけないときには、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、建物の保険金額が減額となる場合には保険料を返還することがあります。なお、保険の対象が家財の場合、保険期間は5年を限度とします。

携行品損害補償特約について

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される建物外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品であり、基本補償(主契約)における家財の範囲とは異なります。詳細は、『重要事項説明書(「契約概要」のご説明・「注意喚起情報」のご説明・その他ご注意いただきたいこと)』・『ご契約のしおり』等をお読みください。
- (2) 被保険者の範囲は、保険証券記載の被保険者(本人)のほか、次のいずれかに該当する者であり、基本補償(主契約)における家財の被保険者とは異なる場合があります。
 - ・本人の配偶者
 - ・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (3) 保険金支払対象事故は、日本国内または国外における偶然な事故であり、基本補償(主契約)における家財の保険金支払対象事故の範囲とは異なります。

その他ご注意いただきたいこと

- (1) お引受けできる保険の対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。
 - また、家財をご契約の場合…
 - 貴金属等(貴金属・宝石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品)で1個または1組の価額が30万円を超えるものは、申込み時に明記されていない場合で損害額が30万円を超えるときは、損害額を30万円とみなします。ただし、明記されていても盗難による損害の場合は100万円を限度とします。また、稿本(本などの原稿)、設計書等は、申込み時に明記されていない場合、保険の対象に含まれません。
- (2) 公的融資を受けている場合について
独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引受けできない場合があります。ただし、家財のお引受けはできます。
- (3) クーリングオフについて
ご契約のお申込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書(重要事項説明書に掲載)を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回(クーリングオフ)を行うことができる場合がありますので、お問い合わせください。ただし、保険期間が1年以下のご契約などは対象となりません。
- (4) 損害保険契約者保護機構について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、解約返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。なお、地震保険契約はすべてのご契約が補償対象となります。(詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。)
- (5) 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。
- (6) 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振り込みいただいた場合は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1か月経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。
- (7) ご契約者と被保険者が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

ご契約後にお知らせいただきたいこと(通知義務)

- ご契約内容に以下の変更が生じた場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・建物等の売却・譲渡等により名義変更する場合(譲渡する場合で、保険契約の権利・義務を移転させるときは、事前にご連絡ください。)
 - ・建物の構造または用法を変更する場合
 - ・引越し等により保険の対象を他の場所に移転される場合
 - ・機械警備の実施状況・耐火性能状況・オール電化住宅への合致状況を変更する場合 など

万が一事故にあわれたら!

- 事故にあわれたら、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。取扱代理店または当社への連絡が遅れた場合には、連絡が遅れたことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますのでご注意ください。

このパンフレットは、セコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず『ご契約のしおり』等をお読みください。

お問い合わせ先

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル TEL 03-5216-6111(代表)

www.secom-sonpo.co.jp